

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人 湘南敬友会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南敬友会（以下「当法人」という）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし、週32時間以上（4日以上）勤務する者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員への報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員が理事会等に出席した時、評議員が評議員会等に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 監事が法人および施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 4 役員が、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会にかかる報酬を支払わないものとする。

(常勤理事への報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事への報酬等は、勤務形態に応じ、別表2により支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬等を支給しない。

(交通費の支給)

第6条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の交通費については、実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために出張する場合には、別表3により報酬及び交通費並びに宿泊費を支給することができる。

- 2 交通費は実費を支給する。
- 3 別表3以外で業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 交通費は、原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 役員が施設の職員を兼務する場合には、職員の出張旅費規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の理事に対する報酬等は、当月末日支給とする。

- 2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。ただし、本

- 人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令等の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(改 正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

改訂履歴

令和5年3月26日評議員会書面決議にて常勤役員、非常勤役員の報酬算定方法及び出張旅費の支払い、報酬の支給方法について改訂した。

別表1（第3条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員への報酬等の算定方法）

名称	報酬（日額）	交通費
理事会 出席等	3,000円 （税込み）	実費
評議員会 出席等	3,000円 （税込み）	実費
評議員選任・解任委員会 出席等	3,000円 （税込み）	実費
監事監査の実施日	5,000円 （税込み）	実費
その他、上記以外で法人及び施設の運営のための業務にあたった場合	3,000円 （税込み）	実費

別表2（第4条 常勤理事への報酬等の算定方法）

役職名称	報酬（月額）	交通費
理事長	月額 640,000円	実費
理事長兼務施設長（注1）	月額 800,000円	実費

（注1）理事長兼務施設長とは常勤理事長が施設長を兼務した場合

別表3（第7条 出張旅費）

役職名称	報酬（日額）	交通費	宿泊費
		（鉄道、バス）	
常勤の理事	20,000円 （税込み）	普通運賃・実費	1泊あたり8,500円を限度とし、領収書を添付して精算。 実際に要した費用が限度額を超え、これがやむを得ないと認められる場合にはその実費を支給。
非常勤の理事及び監事	20,000円 （税込み）	普通運賃・実費	
評議員	20,000円 （税込み）	普通運賃・実費	